

令和8年度

滋賀県放課後児童支援員認定資格研修 開催要項

下記のとおり、令和8年度滋賀県放課後児童支援員認定資格研修の受講者を募集します。

1 研修の目的・概要

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施する研修です。

2 主催

滋賀県（運営受託者：株式会社東京リーガルマインド）

3 実施方法・日程

研修は全4回開催します。オンライン研修（ZOOM講義）を2回、集合研修を2回、実施します。いずれかひとつをお選びください。クールをまたいでの受講はできません。

クール	会場・教室	1日目	2日目	3日目	4日目	定員
第1クール (ZOOM講義)	事業所・自宅	6月23日 (火)	6月27日 (土)	6月30日 (火)	7月3日 (金)	100
第2クール (集合研修)	大津市勤労福祉センター 大ホール	9月5日 (土)	9月10日 (木)	9月29日 (火)	10月3日 (土)	100
第3クール (集合研修)	米原市市民交流エリア 会議室AB	10月27日 (火)	11月7日 (土)	11月14日 (土)	11月18日 (水)	100
第4クール (ZOOM講義)	事業所・自宅	12月1日 (火)	12月4日 (金)	12月7日 (月)	12月10日 (木)	100

いずれの日程も講義時間は、9:20~16:30までとなります。また、集合研修においては、講義終了後20分のレポート記入時間を設けております。

オンライン研修（ZOOM講義）の受講の注意点

- ・パソコン・タブレット・スマートフォン等でインターネット経由での受講が可能な環境をご用意ください。
- ・カメラ付きのパソコン、タブレット、スマートフォンもしくは、WEBカメラを接続したパソコン等をご用意ください。
- ・受講者は、同時に複数人での受講はできません。事業所などで複数人、同時に受講する場合でもそれぞれパソコン・タブレット・スマートフォン等をご用意ください。
- ・受講中は受講者の顔から手元までが映るようカメラ設定をしていただきます。
- ・受講中にカメラに本人が映っていない時間が15分以上になった場合は欠席扱いになります。
- ・研修態度として認められない行為が確認された場合は受講を認めません。

4 受講対象者・受講資格

- (1) 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条第3項の各号のいずれかに該当し、滋賀県内の放課後児童健全育成事業に従事している方
 - (2) 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条第3項の各号のいずれかに該当し、滋賀県内の放課後児童健全育成事業に従事することを希望されている滋賀県在住の方
- ※別添の「**受講資格確認書類**」【別紙1】を参照してください。

5 申込書類

以下の書類を提出してください。

- ① 令和8年度滋賀県放課後児童支援員認定資格研修申込書【様式1】
- ② 本人確認書類
①の申込書に記入された氏名・生年月日・住所の全てが確認できるもの
※運転免許証・マイナンバーカード等の写しのいずれか一点。
- ③ 受講資格確認書類
※別添の「**受講資格確認書類**」【別紙1】を参照してください。
※受講申込書と各資格の確認書類の姓が異なる場合は、変更前・変更後のもの両方が記載された公的書類(戸籍抄本等)を添付してください。

提出書類は**A4サイズに統一**してください。本人確認書類の写し等、余白が多くなる場合でも切り取らずに提出してください。

6 提出先・申込期限

- (1) 提出先
 - ①放課後児童健全育成事業に従事している方は、放課後児童クラブが所在する市町の放課後児童クラブ担当課に提出してください。
 - ②放課後児童健全育成事業に従事することを希望されている方は、お住いの市町の放課後児童クラブ担当課に提出してください。
- (2) 受講希望者から、市町放課後児童クラブ担当課への申込期限

クール	申込期限日
第1クール (ZOOM 講義)	令和8年 5月 29日 (金)
第2クール (集合研修)	令和8年 7月 31日 (金)
第3クール (集合研修)	令和8年 9月 18日 (金)
第4クール (ZOOM 講義)	令和8年 10月 23日 (金)

7 受講決定通知

株式会社東京リーガルマインドから各申込者へ「受講決定通知書」及び教材等を発送する予定です。受講開始の3日前までに到着しない場合はお問い合わせください。

8 研修

(1) 参加費

研修の参加費用は無料です。

※インターネットを使用する際に通信費が発生する場合の費用は自己負担です。

※集合研修会場への「往復交通費」及び「昼食代」は自己負担です。

(2) 研修教材及び費用

① 研修教材は以下の教材を使用します。

- ・放課後児童支援員認定資格研修資料（全 16 科目）
- ・放課後児童クラブ運営指針解説書
- ・ポケット版放課後児童クラブ運営指針

② 教材費

教材費は 1,500 円（税込） です。

③ 研修内容

科目	テーマ	講義時間
1	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解	各 1.5 時間 計 24 時間
①	放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容	
②	放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護	
③	こども家庭福祉施策と放課後児童クラブ	
2	こどもを理解するための基礎知識	
④	こどもの発達理解	
⑤	児童期（6 歳～12 歳）の生活と発達	
⑥	障害のあるこどもの理解	
⑦	特に配慮を必要とするこどもの理解	
3	放課後児童クラブにおけるこどもの育成支援	
⑧	放課後児童クラブに通うこどもの育成支援	
⑨	こどもの遊びの理解と支援	
⑩	障害のあるこどもの育成支援	
4	放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力	
⑪	保護者との連携・協力と相談支援	
⑫	学校・地域との連携	
5	放課後児童クラブにおける安全・安心への対応	
⑬	こどもの生活面における対応	
⑭	安全対策・緊急時対応	
6	放課後児童支援員として求められる役割・機能	
⑮	放課後児童支援員の仕事内容	
⑯	放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守	

(3) 科目の一部免除

保有資格	免除される科目
保育士（保母）	④・⑤・⑥・⑦
教諭（養護・栄養教諭も可）	④・⑤
社会福祉士	⑥・⑦

※資格保有者は該当科目が免除になりますが、**受講は可能**です。

（新しい知識を習得するという観点から、積極的な受講を推奨します）

(4) 受講に関して

各科目の受講後にレポートの提出がない場合は、受講修了と認められません。レポートの提出は、WEB上で提出していただきます。

9 修了の認定と修了証の交付

認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、滋賀県知事が認定を行い、全国共通の「**放課後児童支援員認定資格研修修了証**」（賞状形式と携帯用形式の2種）が交付されます。

受講中に他の都道府県に転居した場合や、病気等のやむを得ない理由により一部を受講できなかった場合は「**放課後児童支援員認定資格研修 一部科目修了証**」が発行されます。一部科目修了証の有効期限は、研修を受講した年度の翌年度の3月31日です。

【第1クール】7月中旬頃発送予定

【第2～第4クール】3月発送予定

10 個人情報の取り扱いについて

提出があった個人情報は、放課後児童支援員認定資格研修に関すること、こども家庭庁への認定資格者情報の報告及び都道府県間相互の利用・提供のため以外には使用しません。

11 住所変更・氏名変更

申込後に住所および氏名の変更があった場合は、**市町の担当部署**宛に、速やかに住所・氏名変更があったこと分かる公的書類を提出してください。

12 問い合わせ先

〒530-0013 大阪府大阪市北区茶屋町1-27 ABC-MART 梅田ビル4F

株式会社東京リーガルマインド福祉支援本部内 「滋賀県放課後児童支援員認定資格研修」事務局

TEL：06-7222-2342（平日9：30～17：30）

FAX：06-7222-3595

Mail：shiga-houkago@lec-jp.com（「lec」の「l」はアルファベット小文字の「エル」です）